

平成20年12月4日

厚生労働省関東信越厚生局
健康福祉部保険課 御中

協同組合日本接骨師会
会長 登山 勲

健康保険「療養の給付」に代る「療養費」取り扱いにかかる
被保険者の選択権妨害保険者厳禁の要望

要望の趣旨

健康保険「療養の給付」に代る「療養費」取り扱いについて、第93臨時国会（昭和55年12月10日公布）で「被保険者の選択要件」として「緊急其の他已むを得ざる場合」から「緊急其の他」が削除されました。だが、柔道整復師（以下「整復師」という。）を理由にこれを無視し、「保険者が已むを得ざるものと認めたる時」を乱用保険者について、その独断と偏見の原因・理由の解明と責任の明確化と再発防止を賜るようお願い申し上げます。

要望の理由

昭和55年改正理由は、もともと「療養費」取り扱いで整復師医療の膨大に鑑み、「緊急其の他」の疑義が指摘され、「保険医療機関」と「整復師施術」の選択の自由に鑑み、被保険者の意思「医療選択の自由」の尊重として改正し、極端には隣に保険医療機関があっても施術所選択を認めるとしたものです。こうした事情を無視し、保険者が「已むを得ざると認めたる時」を根拠に、そして、その適用対象を整復師だからとする理由は、被保険者が特段の悪用乱用の場合は格別、一般に認められる改正趣旨に反する「整復師を理由」とするもので、保険者の整復師に対する誤解と偏見と被保険者の為の保険制度を保険者の為の保険制度と化し、被保険者に恩賜の扱いとする不当失当です。

本間について、本件者が確信犯的所為であることに鑑み、原因・理由の調査解明と責任所在の明確化と再発防止を賜るようお願い申し上げます。